

農業資材審議会  
農業機械化分科会

農林水産省生産局

**農業資材審議会**  
**農業機械化分科会**

平成19年6月29日(金)

13:55～16:10

農林水産省三番町共用会議所大会議室

**議 事 次 第**

1. 開会
2. 委員の紹介
3. 挨拶
4. 議題
  - (1) 前回の分科会における主な意見等について
  - (2) 農業機械費の低減に向けた今後の展開方法について
  - (3) 農作業安全対策について
  - (4) 農機具の型式検査について
  - (5) その他
5. 閉会

藤村技術対策室長 それでは定刻より若干早いですが、委員の皆様方におかれては、大変お忙しい中、既に集まっていたいておりますので、ただいまより農業資材審議会農業機械化分科会を開催させていただきます。

私、本日の冒頭の進行を務めさせていただきます、農産振興課技術対策室長の藤村と申します。本日は、よろしく願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましてはご多忙のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、7名の委員のご出席をいただいております。分科会の委員の定数は9名でございますので、審議会の規則により定数である2分の1以上を満たしているということをまずご報告させて頂きたいと思っております。

また、本日の分科会につきましては、公開を原則として進めさせていただきますのでよろしく願い致します。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。

私の右手の方からご紹介させて頂きたいと思っておりますので、ご着席のままお聞き頂きたいと思っております。

児玉委員でございます。

篠原委員でございます。

富樫委員でございます。

笹尾分科会長でございます。

納口分科会長代理でございます。

平林委員でございます。

佛田委員でございます。

なお、本日は、小田林委員、幡掛委員がご所用のため欠席となっておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、続きまして、吉田大臣官房審議官よりごあいさつ申し上げたいと思っております。

吉田大臣官房審議官 皆様におかれまして、お忙しい中、この審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから農政の推進に何かとご協力いただいておりますことに対しまして、感謝を申し上げたいと思っております。

今回は、5月に第1回を行っておりますが、その後の農業機械に関するトピック的なことを1、2お話しさせていただきたいと思っております。

1つは、私どもの省内に地球温暖化森林吸収源対策推進本部というものを設けておりますが、そこで6月21日に農林水産省の地球温暖化対策総合戦略というものを策定したところでございます。この中で、農業機械の分野においても、温室効果ガスの排出削減策を講じることが1つの課題でとなっております、これにつきましては前回の審議会で委員の方々から前向きなご議論をいただいたところでございます。そういうものを踏まえまして、排出削減策について農業機械分野についてもこの戦略の中で記述させていただいたところでございます。後ほど、議事の中で紹介があらうかと思います。

それから、もう1点は、6月26日に平成17年の農作業死亡事故にかかる調査取りまとめ結果を報告をしたところでございます。これは、毎年調査してきているものでございますが、平成17年に農作業事故において、お亡くなりになった方が395人と、その前年に比べると18人減少しているものの、依然として400人近い高い水準で推移しております。

また、65歳以上の高齢者による事故の割合が全体の75%という傾向が続いておるところでございます。さらに、死亡事故のうち、7割が農業機械によるものでありまして、特にトラクターによる転落、転倒事故、これが依然大きな割合を占めているということでございます。引き続き大きな課題であると認識しているところでございます。

本日の分科会の課題でございますが、私どもの方からは農業機械費の低減対策、農作業の安全対策の2点について現在の取組みなどをご紹介させていただこうと思っております。

それについてのご議論と併せまして、前回も申し上げましたが、農業機械化施策は抜本的な検討が必要な時期に来ております。皆様のご意見にも十分答えられる施策をつくり出していかねばいけないと思っておりますので、本日、ご説明申し上げます話題以外のことでも、何でも結構でございますので、忌憚のないご意見をいただきますことを冒頭をお願い申し上げまして開催に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうか本日はよろしく願いいたします。

藤村技術対策室長 それでは、まず最初にお手元に配布しました資料の確認をさせていただきます。

資料が多くて大変恐縮でございますが、本日は、資料といたしまして、1から4の資料を用意させていただいております。前回の分科会のご意見と、資料の2としまして機械費の低減に向けた今後の展開方向というものと、農作業安全対策の資料、資料4といたしまして型式検査でございます。

そのほか、参考資料といたしまして、1から14までございます。議題1の関係で、参考

資料1から4の資料。また、機械費低減の関係で、参考資料5の資料。農作業安全の関係で、参考資料が6から11ということでございます。それから、型式検査の関係で、参考資料12から14ということで、参考資料がございますので、本資料以外にも参考資料等を見ていただきながら、またご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事を進めるに当たりまして、審議会議事規則により、分科会長に議事の進行をお願いすることになっておりますので、笹尾分科会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

笹尾分科会長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。皆様方の協力を得まして、実のある分科会にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

前回、事務局の方から示されましたスケジュールによりますと、前回と今回2回にわたって、今後の農業機械化対策における主要課題について検討を行いまして、それで次回3回目に今後の農業機械化対策の基本的な方向について、その中間取りまとめを行うということになっております。

ただ、議論が終わらないうちに中間取りまとめということにならないように、場合によっては4回目も開催するぐらいのつもりで皆さんに活発なご意見をいただきたいと思えます。

前は、主要課題の1、研究開発の展開方向、それから省エネルギー対策ということについてご検討いただきました。

今日は、次第にございますように、機械の導入・利用及び安全対策を中心に議論をいただくことになっております。

それでは、最初の議題であります「前回の分科会における主な意見等について」ということで、吉田補佐からご説明をお願いいたします。

吉田課長補佐 ご紹介いただきました。機械開発企画を担当しております課長補佐の吉田と申します。

私の方から、資料1に沿って、前回の審議会でいただいたご意見の概要をご説明させていただきます。

まず1つ目の農業機械の研究開発についてでございますが、ユーザーを開発に体系的に組み込むという考え方が重要ではないかということや、将来的な予測を行った上で開発課題を検討するというのも必要ではないのかということ、また、既存技術を農業分野に応

用していくという発想が必要ではないかということ、また、応用できそうな技術を検索するためのチームを作っていくというのも1つのアイデアとしてあるのではないかというようなこと、さらに、生産現場の実例を調査してみるということも非常に重要だといったさまざまなご意見をいただきました。

これはやはり行政、研究、産地が一体となって、開発課題を検討するということが非常に重要なポイントだということではないかと考えております。そして、具体的な開発課題の設定までには、まだ若干の時間がございますので、今後分野ごとにチームをつくって、現場へのキャラバン活動を行うなど検討してまいりたいと考えております。

また、同じような視点と考えるとよいと思いますが、緊プロ機については、農家から見て資本投入の価値が十分ではない機械が多かったのではないかと、あるいは民間が手がけにくいところは国が力を注ぐべきではあるが、課題の設定方法やスキームには問題があったのではないかというご意見も賜りました。

緊プロ機については、普及が実際に進んだものと少し進んでないようなものもありますので、今後のスキームとの検討に先立ちまして、これまでの事業のレビューがもう少し必要ではないかということで、本日、参考資料を用意させていただいております。恐縮ですが、参考資料の1を用意していただければと思います。

今回、課題設定段階、開発段階、普及実用化段階の3つの段階に分けまして、過去の緊プロ機のレビューを実施してみました。このペーパーは園芸作、水田作、畜産の3分野について、それぞれ普及が進んだ機種と進んでいない機種のレビュー結果の一部についてその概要を取りまとめさせていただいたものです。

まず、園芸作で普及が進んだ機種の代表事例として、ねぎ収穫機を扱っておりますが、ポイントとしては、ねぎの収穫工程は、ほ場での収穫と、また農家に持ち帰って行う皮むき等の調製作業がそもそも別工程だったことから、収穫作業の機械化を受け入れやすい環境があったことが実際に大きいわけですが、それ以外にも開発段階において、深谷市といったねぎの産地との非常に密接な連携をとりまして、その当該産地のニーズに合う機械をつくり込んでいったことにより、いわゆる価値の高い機械ができ、成功につながったのではないかと分析しております。また、その結果、近隣の板東市の岩井農協などにも普及したというような実績もございます。

一方で、キャベツ収穫機ですが、収穫、外葉処理、箱詰めを全てほ場で行う産地がほとんどですので、収穫作業のみを機械で行って、調製作業を別工程にするということ、さら

に、少々の不揃い玉も機械で一斉に収穫していくということへの生産現場の抵抗感が我々の想像以上に大きかったことが、要因として挙げられるのではないかと思います。

また、開発普及戦略としてもやや総花的にいろいろな産地を取り込もうと考えたところがあり、多くの関係者が努力したにもかかわらず、実際の機械導入を行った農家が点という存在に止まってしまって、なかなか機械を使った産地形成というところまでいかなかったというところが1つあるのではないかと考えております。

続いて、水田作ですが、遠赤外線乾燥機でございます。これは、毎年1万台程度売り上げて、この市場の4割を担うような製品まで成長したわけでございますが、その理由として、作業体系自体を変える機械ではないため、更新需要に併せてスムーズに導入されたことと、この乾燥機の優れた点、すなわち燃費や騒音、食味といったデータを徹底して整理して、売り込んでいったところが大きいのではないかと思います。

一方、水田用栽培管理ピークルですが、これは田植え、防除、施肥等を1つの台車で行う画期的な機械ですが、防除作業機を積み込むために、タンクを小型化して、少量散布という発想で開発をしたところがございますが、このためには、別途専用の農薬登録が必要になってしまったということがございます。このあたりは、農薬業界とも連携しながら研究を進めたところですが、農薬登録とピークルの市販化のタイミングが少しずれたこともあって、ピークルの普及が少し限定的なものになってしまったのではないかと考えているところがございます。

ただ、現在では、ピークル以外にもさまざまな、田植え機ベースの乗用管理機や、防除専用の乗用管理機が普及しておりますので、水田の管理作業の機械化体系の普及という面では、ピークルは一定の役割を果たしたという面もあろうかと思います。

最後に、畜産ですが、多頭化傾向の中で非常に労働負担が増加しておりまして、軽労化に対して非常に大きなニーズがある分野でございます。

搾乳ユニット自動搬送装置ですが、フリーストール方式に転換するほどの資本がなくても、多頭化にある程度対応できる技術ということで、生産現場からは高く評価されている状況でございます。実用化にあたって、耐久性試験を重視したり、実用性の高い機械にしようということで、モニター試験などに相当努力したということも1つのポイントになっていると思います。

一方、固体別飼料給餌装置ですが、同じく主に軽労化にスポットを当てた機械ではございますが、長時間作業を行う搾乳作業に比べて、労力の軽減効果は小さくて、また市販価

格も少し高くなってしまったので、結果的に資本投入に対して、大きなメリットを提示するような機械にはなかなか至らなかったのではないかと分析しております。

レビュー結果の概要は以上ですが、今こういう形で個別に議論、検討しておりまして、こういった結果も踏まえて、中間取りまとめの方に反映させていきたいと考えているところでございます。

戻って恐縮ですが、また資料1の方の今回の議論の省エネルギー化について若干ご説明申し上げます。

資料1の後段でございますが、省エネルギー化につきまして、軽トラの作業を減らせる水管理装置なども省エネ機械と言っているのではないかと、温暖化対応は燃費だけではなく、営農活動全体で見えていくことが望ましいのではないかとのご意見を賜りました。

こうした評価はライフサイクルアセスメント、LCA手法というものでございまして、現在独立行政法人の農業環境技術研究所を中心にさまざまな栽培技術モデルの評価が行われているところでございます。

現在のところ、まだ十分な研究実績が集まってございませんが、今後、こういった研究の進捗を見ながら、将来的にはそうした体系の普及にもつなげていくことが必要ではないかと考えております。

この他、木質ペレットの利用の拡大でありますとか、農業機械にも燃費計などがあればよいのではないかと、バイオエネルギーの代替目標はあるのか、米をバイオエネルギー燃料の材料とすることに対する国の考え方はどうなのかといったご意見・ご質問を賜り、前回の審議会の中でそれぞれ事務局の方から考え方などをご説明申し上げたと思っております。

先ほど審議官のあいさつにもありましたように、農業機械の温室効果ガス削減対策につきましては、前回提出いたしました資料に対して、総じて前向きなご意見をいただきました。このため、6月21日に永岡大臣政務官をヘッドとする地球温暖化・森林吸収源対策推進本部において、農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定いたしました。その中に、農業機械の温室効果ガス排出削減対策も盛り込ませていただきました。参考資料の2、3、4がこれに関係するものでございます。

本日は、時間の関係もありますので、すべてをご説明させていただくことはできませんが、参考資料の4の省エネ利用マニュアルにつきまして、ごく簡単にご紹介申し上げたいと思っております。

カラー刷りのパンフレットでございますが、これは農業機械の総合戦略の1つとして、



農業機械の省エネ利用マニュアルを、省エネの取組を啓発していこうという位置付けで作成したものでございます。マニュアルにつきましては、生研センター、関係団体などの協力を得ながら、現時点で普及可能な内容を取りまとめまして、機械としてはトラクター、コンバイン、穀物乾燥機という燃料消費の大きい機械を中心に、保守点検編と作業編に分けて整理をさせていただいております。

保守点検編ですが、燃費に影響を及ぼしますオイルフィルターなどの交換時期や、その清掃方法などについて記述しております。また、作業編ですが、例えばトラクターではフルスロットルで作業を行っている農業者の方が結構多いようですが、負荷に応じてトラクターのエンジン回転数を落とすことで、燃費を2、3割抑えられる試験結果などを紹介しながら、適正なエンジン回転数で作業するように呼びかけるような資料としております。

このマニュアルですが、既に農水省のホームページからダウンロードできるようにし、プレスリリース等により関係団体にもご紹介させていただいております。今後も随時内容の充実を図りながら、普及・啓発に取り組んでいきたいと考えております。

資料1の関係につきましては、以上でございます。

笹尾分科会長 ありがとうございます。

ただいま前回の検討事項の中で、いろいろご意見が出ましたが、それにつきましてまとめてご報告いただきました。また、資料もつけて説明をいただきましたが、何かただいまの説明にご質問・ご意見はございませんでしょうか。

篠原委員 農業機械に関する研究開発の展開方向ということで少し補足の意見を言わせていただきたいのですが、需要の少ないニッチな農業機械、これに関しては、民間では非常にコストがかかり、開発が困難である中で、国が指導してやっていただくのは非常にありがたいことで、この件はこのまま進めていただきたいです。しかしながら、アプローチの仕方として、前回も話に出ましたが、シーズという言葉が使われているのですが、やはり原点はニーズであると考えます。シーズでやってもニーズとマッチしないケースがままあるということで、これはひとつ、ポイントに置いていただきたいと思っています。

それと今ここで言う研究開発から実用化というプロセスに関しての議論をしたということなのですが、ビジネスモデルとして十数年前に作られたものだと思います。独法の生研センターが研究開発をして、新農機が実用化をしていくというビジネスモデルになっているのですが、実は私も新農機の取締役を非常勤でやっていますけれども、金型の賃貸事業というビジネスモデルが成り立たない時代なのですね。このことをやはり直視していただ

いて、時流に合ったものにしていただきたいと思います。

1つ言えるのは、やはり生研センターが中心になってメーカーに出向でも何でもいいですから入っていただいて、それにプラスして佛田委員からも前回意見がありました。農家の方に入っていただかないと、本当のニーズというのが出てこないと思います。そういう形で、生研センターにすべてスイッチした形で一貫したビジネスモデルを再構築した方がいいのではないかと考えております。

それから、もう1点は、そうは言ってもやはり非常に価格の高いものができてくると思います。農家の方は費用対効果ということから判断されると思うので、できれば国のバックアップ、補助金等あるいは制度資金、貸与等、そういう点でバックアップをしていただければ、実用化に向けた体制が整うのではないかと考えております。

藤村技術対策室長 ニーズについては相当念頭に置いて開発をしてきたのですが、それでもなおシーズとニーズをうまくマッチングできなかった事例もあったのではないかと考えています。

例えば、キャベツの収穫機であります。かなりニーズはあったものの、シーズ面でもとももっていたのが一斉収穫というスタイルだったものですから、それを前提に開発されるところがあり、生産現場の方の意識を変えていくところまでには至らなかったという分析でございます。このため、今後の開発については、一層、生産現場のニーズを取り入れていくべきであると考えております。

研究開発から実用化のビジネスモデルということで、実用化促進事業の話がありましたが、このことについては、新農機株式会社の皆様方のご意見等もあると思いますので、そういった方々の意見をよく聞きながら、より開発・実用化が進むスタイルがどうなのかといったことについて、十分に議論させていただきたいと思っております。

笹尾分科会長 それでは、2つ目の議題に入りたいと思っております。農業機械費の低減に向けた今後の展開方向についてでございます。事務局の方から資料に基づいて説明をお願いいたします。

町口課長補佐 資材効率利用推進班を担当しております町口と申します。

それでは、資料2の1ページをご覧ください。

生産コストは、農業機械費等の物財費と労働費等で構成されております。下の図にもありますように、その水準は大規模になるほど小さく、コスト低減を図るためには、生産基盤の整備ですとか、新技術の導入あるいは担い手の育成とあいまった規模拡大を進めてい

くこと、あるいは資材費の低減を進めていくことが重要であると考えております。

農業機械費について見ますと、例えば、米の生産費における農業機械費は、5年間で7.3%低減しております。これは販売農家平均ですが、5ヘクタール以上層で見ますと、16.1%低減しております。

また、右の方でございますが、農業機械の購入価格についても、直近である平成19年4月の指数、これは平成12年を100とした指数でございますが、96.8ポイントということで、低下傾向になっております。

ただ、生産コストを引き下げていく上で、農業機械費は、非常に重要な要素の1つでございますので、引き続き低減に向けた取組みをしっかりとやっていく必要があると考えております。

次に、2ページをご覧ください。ここでは、農業機械費の低減に向けた取組方向について記述しております。

農業機械費を引き下げるためには、資材の製造や流通における合理化といった取組み、あるいは効率的利用するといった生産現場での取組みを推進することが必要であると考えておりますが、取組みのプレーヤーと申しますか、取組主体としては、当然製造のメーカーや流通業者、あるいはそれらの関係団体、農業団体がであったり、農業者自身であろうかと思えます。

そういった中で、国はどういった支援をしていくべきかといったことを後ほど、それぞれご意見をいただきたいと考えております。

それでは、まず農林水産省として取り組んでいる内容について簡単に説明させていただきます。まず1点目は、コスト低減に資する高性能農業機械の開発・実用化ということでございまして、これは5月29日の審議会でご議論いただいた内容でございます。

それから、2点目は、基本方針に基づく適正導入の指導。それから、3点目は、直播栽培等新技術の導入を通じて合理的な利用体系を確立していくといった取組みについて推進しているところでございます。

ただ、市場経済の中で、資材の供給価格など国が直接関与することが難しい面もございますので、農林水産省としましては、資材の製造、流通に携わる関係団体ですとか、生産現場の指導に当たる都道府県に対し、コスト低減の必要性に対する共通認識を醸成するとともに、自主的な取組みを促すために、平成8年から関係団体や都道府県に対し「農業生産資材費低減のための行動計画」策定を促し、これに基づく取組みを展開しているところ

でございます。

次に、3ページでございます。ここからは各論になります。低価格農業機械の供給ということで、製造コストを削減するためにメーカーの段階では、海外市場の開拓や型式の集約、規格の共通化等を推進しているところです。

型式・仕様数につきましては、平成12年と17年に比べて、それぞれ大幅に減らしてきたところですし、平成22年の目標に向けて、さらに減らしていくといった行動計画を作って現在取り組まれているところでございます。

また、例えばトラクターの場合、装備や機能の内容によって、価格が大きく異なります。そこで、全農等の販売業者の皆様におかれましては、メーカーとの協力のもとで、機械費の低減を図る観点から機能を絞った低価格の農業機械の供給拡大に取り組んでいるところでございます。あるいは、中古農業機械の活用促進についても進めているところでございます。

続きまして、4ページですが、これは昨年食料供給コスト縮減検証委員会の中で、日農工の委員の方からご説明をいただきました時の資料を一部引用させていただいております。これは参考と言うことで見ていただければと思いますが、それぞれメーカーとして設計段階、製造段階等におけるコストの縮減に向けての取組みの紹介です。

続きまして、5ページでございます。農業機械の1台当たりの稼働面積は、販売農家の平均で見ますとトラクターが1農家について1.1ヘクタール、コンバインですと1.7ヘクタールと非常に小さく過剰投資傾向になっておりますので、この1台当たり稼働面積を拡大していくことが最重要課題ではないかと考えております。

例えば、組織経営体の平均の場合、1台当たりの稼働面積が7ヘクタールや、10ヘクタールになり、農業機械費自体も、1万4,059円と販売農家の平均に比べると、約半分になっております。

集落営農の推進により、大幅に農業機械費が下がっていくのではないかと考えております。ただし、これはあくまでも平均的な稲作農家の話でございます。しかしながら、既に大規模経営の方々の場合、当然効率利用されている訳であり、こういった方々の機械費をさらに低減するために、国はどのような支援ができるのか、すべきなのかについても、ご意見をいただければと思っております。

資料の左に農業機械の稼働面積の確保や拡大に向けた推進の方法を書いております。例えば国としましても農地の集積ですとか、農作業受委託の斡旋、あるいは作業ピーク時の

作業を補完するためのコントラクターの育成を進めております。

ただ、農業機械の効率利用については、担い手の方々が自ら取り組むべきものであり、国はむしろ低価格な農業機械の供給についてもっと取り組むべきではないかといったご意見もあろうかと思えます。

若干、話は供給面の取組に戻るかもしれませんが、我々も国内の出荷台数が減ってくる中で、製造段階では、輸出等を含めた国際的な戦略を進めていくべきだと考えておりますし、メーカーも当然そういった視点で取り組まれていると思います。また、販売面を見れば、農業機械の場合、非常に訪問販売が多いと、自動車が、訪問販売から店舗販売に変わってきているという中で、農業機械についてもそういった移行も必要ではないか。加えて販売店では、なかなか修理整備料が取れていないということもあるようです。、そういうところは販売とは切り離して、しっかり修理整備料を取っていくことが、整備業を発展させる道ではないかと考えておりますし、そうしたことにより、全体のコストが結果的に下がっていく可能性もあるのではないかと考えております。しかし、そういった部分は、正に個々の企業の戦略の部分でございまして、国がどこまで関与できるのかについては、頭を悩ましているところでございます。

さて、続きまして、6ページをご覧ください。導入基本方針の話でございまして。

基本方針につきましては、農林水産省が5年ごとに基本方針を見直しておりまして、その都度、皆様方に、この審議会で議論をいただいてきた部分でございまして。高性能農業機械は、非常に効率はいいのですが、それを発揮するための条件が必要だといったことで、昭和40年の法改正以降、国が導入基本方針を策定して、その中で、利用規模の下限ですとか、ほ場条件を提示してきております。現実に、利用面積の下限については、補助事業で導入する際の審査等を活用してきたところでございます。

下の方に、基本方針の内容を簡単に記述させていただいておりますが、こういった内容のものを国が定めて、都道府県の方で導入計画を作っていただき、地域にそれぞれ合った形の下限面積の設定ですとか、それぞれ導入に備えるべき条件といったものを定めて、現場での指導に使っているところでございます。

今後とも、こういったスキームで、適正導入をやっていくべきかどうか、それが本当に担い手の皆さんに役立つかどうかといったことが議論になろうかと思えます。

次に、7ページでございまして。そもそも担い手の皆さんにとってこのような導入基本方針事態が必要なのか、あるいは活用できるかどうかということもありますが、例えば農地

のまとめりですとか、あるいは作期分散技術がどれだけ機械の効率利用に係ってくるのかを示していくということも一つの手ではないと考えております。

笹尾分科会長 それでは、ただいま説明いただきました農業機械費の低減に向けた今後の展開方向についてということで、ご質問等いただきたいと思います。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

児玉委員 最後の適正導入の部分で、国の基本方針において、現行では利用規模の下限やほ場条件などがあります。次期では利用可能面積を示すとありますが、今までにそういった面積までは示してはいないのはなぜですか。

町口課長補佐 参考資料5として基本方針を配付しておりますが、その中では、利用規模の下限を提示しており、その積算根拠として利用可能面積も局長通知という形で示しております。

ただ、今後については農地の分散等を踏まえた利用可能面積を基本方針の中に位置づけより前に出して示していったらどうかということでございます。

篠原委員 今の関連ですが、要は導入基本方針を国が作って、利用規模の下限を設定したと。それをベースに補助事業の審査に活用したということで、現在そういう意味での補助事業というのはどのくらいあるのですか。

町口課長補佐 農業機械の導入に係る助成措置としては、例えば強い農業作り交付金の中で、産地強化のための支援とか、集落営農の育成、緊急性整備事業の対策支援とか、あるいは成果重視事業などがあります。

機械への助成部分というのは、それぞれの補助金額の一部になっておりますので、幾らが機械の導入に係る助成額であるというふうには積み上げてはおりません。

篠原委員 ですから、要はこれだけの面積がなければ、国は補助しないよという考え方で作ったものですね。

それが昔やっていた通り、補助金が潤沢にあるのであれば良いのであるが、ないのであれば、適正導入という意味で、限定してものを考えれば、我々民間もやっているのですよ。今、機械化プランナーを全JAに育成をしているところですので、そういう意味で、規模に合った投資をするように、我々としても指導していますので、ここの部分というのは、そういう意味では、民間でもできる話なのかと思います。

ただ、年間の固定費に関係する修理費や車庫費というのは30年以上前の数字しかないということなので、こういうものは、やはり国の方で基礎の数字を整理していただきたいと

思っています。あとはそれをベースにすれば、指導は民間でもできると思います。

富樫委員 最後の7ページですが、個別経営体の場合、特に今後の課題と対応のところの農地の集積を図っていく、規模拡大を図っていくということですが、都市近郊農業では、なかなかこういった農地の集積は難しいと思っております。具体的にどのような対策があるのでしょうか。

町口課長補佐 農地の集積に関しては、現在、農地政策に関する有識者会議を開催しており、その中で、農地の面的集積に関する方向という形で議論をしているところでございます。そういった議論を踏まえ、農地をどうやって担い手の方に集めていくかという施策等も省全体として考えていくことになろうかと思っております。

佛田委員 今のご意見に関連しているのですが、7ページのいわゆる農地の利用集積というのは、農業経営における非常に重要な課題であるのは誰もが認識していることだと思うのですが、なかなかそう簡単に集積が進んでいないという現状であると思っております。

そうしますと、先ほどもお話にありましたように、例えば、交付金化することによって、下限面積を提示、もしくは従来よりもハードルが高くなることによって、交付金を利用するという視点では、利用がしにくくなる恐れが出てくるわけで、そうしますと交付金の場合、ミシン目がどんどんなくなっていったら、このメニューは使えない、という話になる懸念があるのではないかと思うわけです。

そうしますと、それについてどのような工夫を行うかということが多分に求められるわけで、農機の利用については、基本的には面積、機械の大きさや機種とか、能力に応じた利用面積というものを常に施策で支援していくときに設けていましたが、それを下限面積を提示してということになると、それが逆に障害になる恐れはないかと考える必要があると思っております。

それから、集落営農でよくある話で、ここにも書いてございますが、余剰農機の処分をするということで、小さい機械を廃棄をして、大きな機械を使うことによって、生産費の低減が図れるということですが、事業ありきの導入などが起きますと、償却年限は過ぎていっているのですが、まだまだ使える機械を処分してしまうことが日常茶飯事なわけです。

最近、水田でもそうですが、あまり大きな機械は、土を硬くしたり、作業時の土の巻上げ等によって好ましくないと考えている、あるいは懸念する農業者も増えてきていますので、必ずしも一律に大型機械を導入することがふさわしいかは、単純に効率の面だけを追い求めるのではなくて、土壌条件などを加味した要素を加えないと、結果として生産性が

上がることにはならなかった、というようなことが起きる、もしくは起きている状況があるのではないかと思います。

大きな機械というのは、理論上、設置は問題ないのですが、実際には、轍ができたり、穴ができたり、土を硬くするなどいろいろな影響もありますので、そこをどう考えていくかという視点も必要ではないかと思います。

町口課長補佐 まず、下限面積が現場に機械を入れる時の足かせになっているとのございますが、下限面積は作業受託料金から見た経済的な面積と機械の能力から見た面積を勘案して下限面積を決定しており、それぐらいの面積は使っていただかなければ、経営的にも望ましくないと考えておりますので、ご理解いただきたい。

それともう1つですが、集落営農を推進するために、既存の機械を全部処分して大型機械を導入するという事業のメニューも用意してありますが、やはり既存のものをうまく使っていくながら、余分なものは中古農機にするとか、スクラップするとかという形でやっていくべきであろうと思います。その次の段階として、既存の機械が更新時期を迎えたときに、より効率的な大型機械を導入するということが現実的かと思います。最初から補助事業ありきではなく、地域のそれぞれの状況に応じて集落営農を進めていただき、補助事業をうまく活用できるところは、活用していただければいいのではないかと考えております。

佛田委員 別に今の話に反論することではないですが、集落営農をつくるに当たってよくあるのは、持っている機械を全部処分しないと、集落営農に経営が統合できないというような話があります。20軒の兼業農家があったら、20台の機械を持っていて、それを処分して、大型の機械を3台にしようということになるわけで、中には使えない機械も何台かあるでしょうが、最近導入した機械もあって、それを全部処分するみたいな話に、どうしても事業のスキームに準じて物事を考えていく状況がありますから、今後、少し配慮と言うか柔軟な配慮ができるようにしていただくようなことが必要なのではないかと思います。

納口委員 平成19年度から担い手、認定農業者と集落営農、いわゆる担い手に政策を集中していくことになったわけですが、そのときに機械導入の際の融資というのはあったと思うのですが、その補助というのが、これまでは集団、グループを作らないとその補助金というのは出なかったと思うのですが、担い手に重点化するという政策の中で、機械導入の際の直接的な補助金というのは、担い手に対して出るのかどうかというところの変更があるのかをお聞きしたいと思います。

町口課長補佐 基本的に共同利用を前提とした機械導入のための補助事業でございました



が、19年度から融資残補助という形で、個人の方にも補助していくシステムが新たにでき上がっております。

笹尾分科会長 それでは、また最後で全体について質問を伺いたいと思いますが、この辺で、次の議題に入りたいと思います。

農作業安全対策についての議題でございますが、これも事務局の方から資料に基づいて説明をお願いいたします。

藤井課長補佐 農業機械の安全と検査を担当しております藤井と申します。よろしくお願いいたします。

資料3に基づきまして、説明させていただきます。

農作業事故の発生状況ということで、その概要を整理しております。農作業死亡事故件数の推移ということで、左上の棒グラフをご覧いただきたいのですが、赤のところが発生件数の総数、黄色のところがそのうち65歳以上ということになっております、これを見ていただければ分かる通り、大体400件前後で横ばいで推移と、過去10年を見ても同じような傾向となっております。

その中で、高齢者の方の事故は年々増加してきているという状況にあります。

資料の左下の表をご覧いただきたいのですが、死亡事故の原因を分析したものです。過去5年の推移ですが、機械による事故が全体の約7割を占めていることで、その他の施設作業にかかる事故、施設機械作業以外にかかる事故とそれぞれ6%、30%、その程度の数値となっております。

それと右上の折れ線グラフになりますが、こちらの方には、農作業による死亡者は400件前後になっていますが、他産業と比べて整理したものでございます。

赤の線が農作業による10万人当たりの死亡事故発生件数を整理しておりますが、平成8年から見ていただきますと、17年まで確実に増加しているということでございます。17年は約12件という発生件数となっております。

これに比べまして、いわゆる危険産業ということで知られております建設業、こちらにつきましても確かに平成8年は23.6件ということで、非常に高い発生件数になっておりますが、労働安全衛生法等、そういう法律の中で安全対策が講じられた結果、17年におきましては、13.5件ということで、下降傾向にあるということです。

一番下の青い線は、全産業災害の平均ですが、こちらの方もわずかずつですが、確実に下がっているという状況でございます。農作業と全産業平均を比べますと、約4倍の差が

生じているという状況です。

それぞれの地域を詳しく解説しますと、2ページになります。全体の7割を機械事故が占めるということでございましたので、細かく分析したものとなっております。

まず、農業機械事故の機種別発生状況ということで整理しておりますが、主に事故が発生するのは乗用型トラクター、これが機械事故のうちの約半数近くを占めています。その次に、歩行型トラクター、農用運搬車ということになっております。

この乗用型トラクターによる死亡事故の主要要因、これは機械の転落、転倒が8割、9割を占めていることが見ていただけるかと思えます。

一方、歩行型トラクターにつきましてその主要要因ですが、これは挟まれというふうに書いておりますが、この挟まれというのは急にバックのギアが入って意図せず歩行型トラックが下がってきたや、後ろに構造物や木があって、それとトラクターとの間に挟まれて亡くなってしまう・・・、そういうケースがほとんどですが、そういう挟まれ事故が多発しております。農業運搬車につきましては、年次によってバラつきがございますが、機械の転落、転倒による事故。乗用型トラクターも同様の傾向になっております。

次、3ページになります。

先ほどの総括表の中で、高齢者事故が増えてきていると申し上げましたが、それについての細かい分析になっております。

農業者全体を見ますと、高齢化が確実に進展しており、平成17年で就業人口の68%の方が65歳以上になっております。それを示したのが、左上の表の折れ線の部分でございます

右側の表になりますが、年齢、階層別、10万人当たり農作業事故発生件数ということで、過去3年の数字を整理しており、10万人当たりで何件年齢階層別の事故が発生するかというのですが、70歳以上のところを見ていただきますと、非常に事故の発生率が高くなっており、それ以下のものと比べて、2倍近い数字になっています。これはどうしても年を取られますと、加齢によって心身機能が低下してくることにより、本来避けられる事故も大きな事故につながってしまうということで、こういう数値になっているかと思えます。

そういう農業者における高齢者の方が増えているということで、高齢者の人ほど事故を起こしやすいということがございまして、一番下のグラフになりますが、年々高齢者による事故の確率が増えてきているということで、統計的に10年前の65歳で切り分けたものがございませぬので、平成10年と比べても、平成10年の高齢者事故の発生率が67%であるのに対して、17年は75%ということで、確実に増えてきてしまっているという状況でござい

ます。

次に4ページでございます。高齢者事故の防止対策としてどういうものが有効かということで、参考に示したのですが、交通安全にかかる高齢者対策ということになっております。交通事故による死亡者数というのは、グラフを見ていただければ分かる通り、確実に減ってきているということでございます。

また、平成18年から22年を目標年度として、第8次交通安全基本計画というものが策定されており、その中でも死者数を5,500人以下にするという目標を立てられております。この中では、やはり高齢者事故の防止を重点目標対策として置くということにされております。この下のグラフを見ていただきましても、全体では減っていると言っても、高齢者の割合は確実に増えていますので、交通安全についても同様のことが考えられるということでございます。

資料の右のところに高齢者安全に係る主要対策ということで整理しておりますが、ポイントとしてお示しますと2番目のところに交通安全教育、広報啓発の決定という記述があり、高齢者に加齢に伴う心身機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の推進や、その下の高齢運転者に対する講習等の充実などを強化していくということが書かれております。

こうした対策が、確実に行われているせいで、人口10万人当たりの交通事故死者数の推移というところになります。高齢者の減少割合が比較的高くなっているということになっております。

次、5ページになります。

こういう事故発生実態を踏まえまして、今までやっております農作業事故のための取組みの概要をこのフローでご説明したいと思います。

まず、農作業安全のための事故防止の取組みとして、農業機械の安全性確保、次に農業者に対する安全指導、万が一事故が起こってしまったときの事故時の補償ということで、3本柱で対策を進めていくことになっております。

特に、重要と考えておりますのが、やはり農業者の方に安全意識を持っていただくことが重要と考えており、全国段階・地域段階の密接な連携によりまして、対策を進めていくことで、例えば全国段階では、県の指導者育成のための安全研修をすると、それを受ける形で県等において農業者を対象とした講習、研修会をやっていただくと、あと農林水産省で、農作業安全のための指針を示して、県はそれを踏まえて農作業事故ゼロ運動、農業機

械士の育成など現場に密着した対応を進めていただくような仕組みになっております。

次の6ページ以降、この3本柱について少し詳しくご説明します。

まず、1つは、農業機械の安全性確保ということで、検査・鑑定制度を通じた安全な農業機械の普及ということを進めてきております。

型式検査については、この後の議題でこれからのあり方を含めてご議論いただきますが、まず仕組みとしては、メーカーが型式検査、安全鑑定を受検いただくことで、それにより安全性を確保していただくということです。次に、メーカーが型式検査合格機、安全鑑定合格機を出荷いただくということになります。

下の表になりますが、実際に型式検査、安全鑑定を受けていただいている割合が既に100パーセント近いということです。ただ、歩行型トラクターについては少し低くなっておりますが、これもメーカーの方で安全鑑定の基準に適合するように、製造されていることで、安全性については、その基準に基づいて作られているとお聞きしております。

そういうものを出荷していただいて、農家の方に鑑定適合機、検査合格機を選択していただく必要がございますので、補助事業等により機械を導入する場合には、型式検査合格機から選定していただくということを選定通知という事務次官通知を出しているところでございます。

ただ、先ほどの議論にもございました通り、補助事業自体がどんどん縮小しておりますので、いつまでもこういうやり方をしても効果的ではないということで、補助事業によらなくても、ユーザーに自発的に安全な機械を選択いただくような仕組みを作っていくことが今後重要ではないかと考えております。

また、下の方の表に乗用型トラクターへの安全キャブ・フレームの装着効果と書いてありますが、安全対策の一環として装着促進の取組みをやっております。これについては、生研センターで調査しており、その内容によりますと安全キャブ・フレームをつけていると転落、転倒した場合でも死亡事故の発生率が8分の1以下になるとなっております。よって、こういう資料を啓発資料として活用していき、キャブ・フレーム付きのものの普及を進めていきたいと考えています。

次に、7ページになります。

農業者に対する安全指導ということでは、国の方は指導者育成のための研修をやらせましたし、具体的に農業技術研修会の研修計画でいろいろな対策を進めているところでございます。

その下の表ですが、これは地域においてどのような具体的な取組みがされているかということで、例えば農業機械士の育成・活用が36県で行われていることから、安全講習会・研修会が28件で取り組まれておる、というようなことを示しております。

続いて資料の右側になりますが、地域で効果的な取組みを推進するために実際に全国的に効果を上げている先進事例を私どもの方で収集し、ホームページで紹介するという取組みをしており、ここでは6事例について書いております。また、イメージ図ということで、下の方に書いてありますが、これの実際のものについては、参考資料の9ということで添付しております。

次に3本目の柱であります事故時の補償でございますが、これにつきましては労災保険制度というのがございます。労災保険については、労働安全衛生法に基づく、一般的に雇用者の方を強制的に加入させることになってはいますが、個人で営農されている方でも入れるとして特別加入制度が設けられております。その概要が下の方に書いております。

それで実際にどの程度の方が加入いただいているのかを右下の表に書いております。特別加入の加入率からいくと、これは加入率というのは母数に何を置くかということで非常に難しいのですが、仮にその農業就業人口、約300万人いらっしゃいますが、それを母数に置いたときの加入率は、約4%程度ということで、低い数字になっております。加入促進を図るために、厚生労働省がパンフレット等を作っておりますので、それを私どもが3万4,000部いただきまして、関係団体、農業者団体などを通じてできるだけ農家にこういう制度があると、これは非常にいい制度だということをご理解いただくための周知活動をやっているところでございます。

最後のページになりますが、農作業事故防止に向けた新たな取組みということで、このフロー自体は、先ほど5ページでご覧いただきました、今私どもで行っている安全対策の取組みとそれに太字の斜体字で今後事故の実態等を踏まえて、こういうことを重点化していく必要があるのではないかということを追加したものでございます。

まず、農業機械の安全性確保については、今までは補助金による導入でいろいろ縛りをかけておりましたが、それだけでは十分ではないということで、より積極的に選択されるような取組みが必要ではないかと。安全キャブ及び安全フレームについても、今新車で出荷されるものは、ほとんどがキャブ・フレーム付きということになっておりますが、やはり中古市場ではないものが多いものですから、そこにおいてキャブ・フレームを選択いただけるように農家の方にご理解いただくということです。

次に、農作業者に対する安全指導の中では、都道府県の方でやはり農作業安全対策は非常に重要だということを知っていただくというのが大切だと思ひまして、5番目の事故調査報告のところですが、カッコ書きで書いてありますが、今年度から17年度の報告から都道府県別の事故件数を公表する、地域団体で効果を上げている取組み事例の収集をするなど都道府県段階で、安全対策は重要だという意識を持っていただくための取組みをやるということです。

あと高齢者対策としまして、高齢者の心身機能の低下は事故に繋がるということで理解いただくための効果的な研修資料を作成する。そういうことを新たに取り組んでいきたいと考えております。

その下になります、やはり今後担い手に政策を重点化するということです、安全対策においても担い手農家に対する重点的な安全研修を実施する。やはりここで重要になってくるのは、雇用者に対する安全教育、そういうのが義務化される部分がございますので、そういうものについてご理解いただくということが中心になってくるかと思ひます。

資料のご説明に関しましては、以上になります。

笹尾分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、農作業安全対策につきまして、ただいまのご説明に対する質問、あるいは日ごろ考えておられるご意見等をお願いしたいと思います。

平林委員 トラクターの事故ということで、長野県でもう既に7人ほど亡くなっております。大半がトラクターであります、長野県では毎年10人から大体15人亡くなっております。

それで、この間も問題があったのですが、農作業のトラクター等で亡くなったということでも、新聞等いろいろな資料ではほんの小さな行に書いてあるだけなのです。

ところが、サルが出た、クマが出たというのは一面でずっとやって、すごく気をつけるというようなやり方で慣れてしまった。もう毎年農作業の関係の安全の場合は、春と秋の運動月間と、それを決めて集中的に、長野県の場合には5月1日から5月31日に、秋9月15日から10月14日までということで、このときだけは毎年恒例のやり方でただやっているだけで何をやっているか、あまり効果がないように思ひます。

というのは、やはり先ほどからも出てきたわけですが、トラクターで一番事故があるというのは、大型のトラクターの車検がなくなったというのも1つの理由だと思ひます。別にこれはいけないことではないですが、やはり整備点検をもう少ししっかりと農家の人に

やっていただくというようなことを国、あるいは県の方で、2年、あるいは3年という時間で整備点検を行えというようなことを指示していただければ事故は減ると思います。

理由としては、長野県の場合は、JAも我々一般業者も毎年こういうようなことは、全体で勉強会をやっております。それでやはり我々が農家の人に言いますと、商売で儲け主義でやっているのではないかと言う人もあるものですから、いや、そうじゃないんだよ、こういうことだということで、県なり、国なりの方の指導で受けた方がいいのではないかとということを出してもらいますと助かります。加えて、整備といっても皆工場に持って行くものですから、持ってきて配達したときに、農家さんなり使用者に直接事故防止の啓発を説明して、マニュアル的なもので全部チェックして、話を聞いていただいて判子をいただくというようなやり方を行えば、多少事故も、中古機の関係ももう少し長く使えるような気がいたしますので、どうかそのところをご検討をよろしくお願いいたします。

藤井課長補佐 ご指摘いただきました通り、やはり農機具の点検、整備、始業点検もございますし、定期的な点検整備、それも非常に重要だと私どもも考えております。

そういうものにつきましては、こちらの資料にございますが、安全資料の指針を私どもは制定しまして、その中で安全確保のためには点検整備が非常に重要ということは言っておりますし、それだけでは十分ではないということで、会議などでも安全対策の基本、機械を安全に使っていただくためには、点検整備が必要とか、そういう活動を地道ではありますが、確実にやっていきたいと考えております。

先ほども、ご紹介しました全国の取組み事例をホームページにご紹介したという話をしましたが、その中でも、これは長野県の中野市の方で清水さんが行われている話ですが、メーカーが主導で、整備、点検のための講習会のようなものを開いて、非常に効果を上げられているという話も聞いておりますので、そういう事例をどんどんご紹介して、他の地域にも広げていくことが非常に重要と感じております。

富樫委員 やはりこれからは担い手といっても64歳以下ということで、特に定年帰農の方が、農業機械に乗られることが多いと思いますし、そういった方への研修、啓発等の講習、あと女性に対しても研修会の機会を入れてほしいと思います。

それとトラクターの事故で、一般の交通事故と違って、農作業事故の死亡につながる場合に、一番現場に接している私として感じるのは、一人作業での死亡が多い、発見が遅れてしまった、携帯を持っていても、トラクターだからわざわざ置いていってしまった。そういうようなことで連絡が取れなくて、あれ、おかしいな、帰ってこないなということで、

もう少し早く気づけば命は助かったんじゃないかというようなこともあるので、そういった面での対策等も少し考えていかれたらいいのではないかと考えています。

藤井課長補佐 高齢者の事故に関してですが、65歳以上ということで多くはなっていますが、今後を考えますとご指摘がございました通り、帰農者、これから退職されて新たに農業に従事されるという方もかなりいらっしゃるかと思います。特に、団塊の世代が農業に入ってくる来年以降、そういう対策が非常に重要になってくるのではないかと考えております。一部の県では、そういう方に対しまして、機械の更新も含めた安全健康集会とか、安全だけではなくて、営農全体で安全性にも配慮した講習を開くなど、そういう対応をされていると聞いておりますので、そういう実態につきましては、十分に整理して、都道府県等に対しても、しっかりした対応を研修の中でお願いをするなど、国の研修におきましてもそういう高齢者、女性に対応した研修、そういうことの指導者を育成することも検討していきたいと考えております。

あと一人作業の関係ですが、これもご指摘の通りで本来であれば、発見が早ければ軽い事故、あるいはそれほどの死亡事故に至らなかったということが多々あるかと思います。そういうところも先ほどからご紹介しております指導指針、そういうところをしっかりとらせて、そういう対応も必要だということをしかり県の人に理解していただきたいと考えております。

また、農業機械化協会というのが、比較的安全に関するビデオ等を充実させているのですが、その中で、一人作業は非常に危ないので、やはり組み作業でやりましょうなどの啓発もされていますので、そういうものもより広げていきたいと考えております。

笹尾分科会長 参考資料11ですが、これは毎年の死亡事故という形で出ています。今回、多分初めてかもしれませんが、一番後ろに都道府県別の件数が出ております。先ほど言われましたように、各県でこういうことが出ることによって、安全に対して力を入れておられることが伺われます。しかし、平林委員からお話がありましたように、とにかくあまり知られていないということです。農作業による事故は、年間400件前後あるわけですが、ほとんど関係する人しか知らない。今年、平成19年の6月に、17年の事故の報告がやっとであるというのは、どういう調べ方をして、こんなに遅れるのか分からないのですが、昨年、平成18年が終わってから6カ月経つという状況の中で、1年6カ月目に出るという、もっと速やかに結果を知らせた方がいいのではないかと考えています。

事故件数も先ほどの資料で、10年間のグラフでしたが、前に戻りますと、20年、30年前



と同じラインです。ですから、建設機械等と比べたら、もっと大きな開きからここまで狭まっているものが見えるかと思います。そういう意味で、事故に対する啓蒙が今まででも少ないのではないかと思います。

それから、参考資料9の中に、事故調査で、死亡事故だけではなくて調べられたのがあります。滋賀県ですか。こういうものは非常に重要ではないかと思います。例えば、後ろから2枚目の紙のところに、同じように事故発生状況ということで、人身事故があるのですが、トラクターだけで、先ほどの数値ですと124件で、ここで見てみますと、死亡事故が2件、それに対して人身事故が10件あるわけです。2割ぐらいが死亡事故だとすると、124件の死亡件数ということは、その約5倍の事故が起こっているということになります。そういうことも含めて、さらに安全に関しては、力を入れていただきたいと思います。

それから、もう1点、中古農機について死亡事故というのは、特にトラクターの場合、安全フレームとかシートベルトなどが非常に効果があるのではないかと思うのですが、中古車の場合は、それらを取り付ける義務がほとんどないということです。その中古農機自身がトラクターで39%が出ているという、その現状の中で、何の規制もできないのか、指導だけなのか、その辺も含めて少しお考えを聞かせていただければと思います。

藤井課長補佐 まず、公表時期が2年も遅いと、新聞でも取り上げてくれないという非常に厳しいご指摘をいただいたのですが、この調査方式を参考資料11のところの冒頭に書いております。厚生労働省が人口動態調査というものを発表しておりまして、その中で生まれた方の数、死亡された方の数ということで、死亡小票や出生小票がございます。その死亡小票を閲覧するため、各保健所に県の職員が出向きまして、死亡事項の実態について転記してくるという方式でやっております。人口動態調査の結果がまとまり、その小票を見せていただけるのはその後になるものですから、これほどの時間差が生じてしまうということです。全国的にある程度信頼性のある数字を把握するためには、そういうデータを使う以外ないので、2年の時間差についてはご理解いただきたいと思います。

ただ、これを補足する意味で、全国的というわけにはいきませんが、スポット的には現地に出向いて、事故の詳細な状況などを調査することもしております。都道府県段階では、新聞記事などを取り出して、独自に死亡事故、加えて負傷者も入れた事故調査をされておりますので、そういうことをできるだけ早く入手して、啓発に活用していきたいと考えております。

あと建設業の死亡者数とだんだん近づいてきて、農作業の死亡者数が高くなる可能性が

あるということですが、建設業に関しては労働安全衛生法という法律の中で、いろいろな規制がかかっております。例えば、機械を運転するにしても、資格が必要であるといった制度です。先ほど平林委員からご指摘いただきましたが、定期点検や整備も義務化されています。農業と建設業を同列に扱うことはできませんが、できるだけそういう他産業で行われている制度や安全活動を参考にして農作業安全対策にも生かしていきたいと考えております。

中古農機の規制の話ですが、農業機械の流通につきましては、現在、特段の規制はございません。新車の乗用型トラクターの安全キャブ・フレームにつきましては安全鑑定や型式検査という制度があり、任意制度でありながら、やはり農業機械メーカーや使われる方も安全意識が高いものですから、基本的には安全鑑定等の基準をクリアしたものが普及しております。一方で中古となりますと、特に古い機械はご指摘のあった通り安全キャブ・フレームのないものが多いわけです。その中古農機について売らないでくれとか、そういう縛りを今、できる仕掛けもないものですから、これにつきましては買われる方が、キャブ・フレーム付きのものを選択いただけるように、安全キャブ・フレームがついていると非常に安全なんだと、少し高いかもしれないが8倍も死亡事故を減らせるんだと、そういうことをしっかり理解いただいた上で、購入いただくということを誘導していくなどの活動が重要ではないかと考えております。

笹尾分科会長 どうもありがとうございます。

1点だけ、いわゆる建設業における作業と農作業との死亡者数、これは単に数の話をしているのではなくて、これは別にひっくり返ろうと何をしようが、従事している人間の数で違うわけです。

努力して、これだけずっと減ってきているというのと、農作業に関しては、なぜこれだけ減らないのかという、何十年も。その辺が問題だと思います。その辺は、何らかの形で考えなければいけないのではないかと考えています。

児玉委員 今の関連ですが、やはり建設業に近づいてきたというのは大変な状況になっているのだと思います。こういった事故を教訓にした再発防止対策が不十分なのではないかということを感じます。

今のお話も厚労省の人口動態調査を元にしてやっているということで、ただの数字だけですよね。さっき平林委員がおっしゃったように、新聞で小さく出るだけで農家の方は、それを目に止めても、どうしてそういう事故が起きたのかということに全然理解できない

わけです。死亡事故は都道府県で見ても十数件ぐらいなわけですから、事故が発生したという時には、国の出先機関が統一した事故調査の分析ができるような様式を作って、例えばトラクターだったら、安全フレームがあったのか、メーカーはどこだったのか、古かったのかなど細かく調べるようなことをしていかないと、事故が教訓として生かされていないのではないかと思います。厚労省のデータをもらうのではなくて、国の出先機関できちんとそういうことを自ら調査していただきたい。そういう仕組みをつくっていただきたいと思います。

それともう1つ、やはり農家の方の意識もあります。農家の方は、やはり年に1～2回ぐらいしか農作業をしないわけで、危険な作業にもかかわらず、そういった管理とか監督者が不在なところで一人作業ですということ、やはり意識を高めてもらわなければいけないと思います。農水省で農作業の工程管理ということで、GAPを進めていますよね。あの中には食品の安全性についてのチェックはすごくやっているのですが、その中に農家の労働安全の確保につながるようなチェックの項目をぜひ設けてほしいと思います。GAPの方も、今、農水省で推進会議をやっていますが、農業者の立場に立った、農作業のリスク管理というものが置いてけぼりになっているのではないかと思います。

農作業を始める前に、トラクターの整備をきちんとしたかや農道は今どういうふうな状況になっているかなどGAPの中に取り入れられるようなことをぜひ、ここの委員会からでも、そういう要望を出していただきたいと考えております。

もう1点ですが、この参考資料の中にも先進的な取組みなどが掲げられていますが、これも本当に農家の方が目にすることもないですし、委員の中でも多分こういう資料になって初めて目にしたと思うので、もう少しそういうものを知らしめるためにも、例えば全国でそういう農作業安全に取り組んだということで、表彰制度や農水大臣賞を設けるなど前向きにその取組みを全国に普遍的に広めていけるようなことをぜひしていただきたいと思います。

藤村技術対策室長 我々としても少しでも現場の農家の方に農作業の安全意識を高めてもらう工夫をしているのですが、なかなか現場に伝わっていない。また、農作業事故の分析にしても、本当の実態というものについての把握が難しく、死亡事故あるいは負傷についても共済からデータを取ったりとか、いろいろ努力はしておりますが、それでもなかなか情報が十分に集まらないという状況にあるということです。

まさに、農作業安全というところに目が行き届いていないということは、十分に認識し

ておりますので、今のご意見を踏まえながら、農作業安全対策のあり方、調査の仕方から、それぞれの個々の農家までどうやって行き渡らせるかについて、しっかりと今のシステムを見直しさせていただきたいと思っております。

ただ、難しい問題がございまして農業者の方の事故というのは、ある意味では、自分の庭で、自分で事故を起こしており、本来ならば自分の判断で救えたのではないかと据えられることも多く、それと公共的な、例えば交通事故など事故を起こしたら不特定多数の方にご迷惑をかけてしまうものとは、基本的な安全対策の考え方が、あるいは規制などの考え方が違ってきます。そうした前提等を踏まえつつ、皆様方からいろいろご意見をいただいて、何とか農業者の方の事故が少なくなるように知恵を出していきたいと思っております。

笹尾分科会長 まだ何かあるかと思いますが、次の議題を終えた後で、もう一度ご意見をいただきます。

それでは、最後の議題になりますが、農機具の型式検査についてということでご説明させていただきます。

藤井課長補佐 引き続き私の方から資料4に基づきまして、農機具の型式検査についてということで説明させていただきます。

まず、型式検査はどのようなものかということをご説明させていただきたいと思えます。この資料には、農業機械化促進法による型式検査の位置付けと書いてありますが、真ん中に性能等のチェック、検査の実施がありまして、型式検査の実施という形になっております。型式検査自体は、安全で信頼性の高い機械の製造、普及を促すために機械の性能、構造、耐久性、操作の難易、こういうものについて総合的に検査を行うものとなっております。法律上は任意の検査と位置付けられております。

次は、型式検査の流れを説明します。まず、国の方におきまして、型式検査の対象となる農機具の種類、あと検査の主要な実施方法、基準、これはこちらの審議会の場で、いろいろ意見をお聞きして決定して公示します。それを受ける形で検査の実際の実施は、生研センターでやるということで、依頼者の方から依頼を受けて、合格、不合格を判定して、それを戻すという形になっております。それを国が官報等で公示する仕組みになっております。

3ページ、型式検査の対象機種と基準については国が決めると申し上げましたが、その対象機種についてどのようになっているかというのが3ページでございます。型式検査の対象機種については、平成6年の11月に農業機械化審議会、検査部会で考え方が定められ

まして、今はこの考え方に基づいて選定されています。

ポイントだけ申し上げますと、1の(1)に書いておりますように、全国的に広範囲にわたり相当程度普及しているもの。あるいは、今後、全国的に見て広範にわたり普及すると見られるもの。あるいは、(5)に書いてありますように、農業機械化行政上重要となっているもの、と言うようなものを対象としています。その実際の対象機種が右側に書いてありますが、こちらに書いてある10機種が19年度の対象機種ということになっております。

4ページ目でございます。かなり細かい表ですが、型式検査対象機種の変遷ということを書いており、それぞれの時代で重要性の高い農業機械が対象となって選ばれてきていることがご理解いただけるかと思えます。

次の5ページ、対象機種と同時に審議会場で決めていただいて、大臣が公表するというものに型式検査の主要な実施方法、基準がございます。これにつきましては、対象機種ごとに検査の実施項目や実施方法、あと合否の判断基準となる基準、それを定めることになっております。これについては、ここ数年の見直しについて整理しておりますが、その背景と改正点は、17年度は機械の製造・普及に当たって、女性、高齢者に配慮、先ほどご意見でもいただきましたが、そういうことに対応した機械が必要だということで、安全性確保に対するニーズが増大したということです。

あとディーゼル特殊自動車についての排ガス規制が始まったことや、また依頼者の方から検査の簡素化・効率化の要請があったなど、農業機械の性能との安定性・信頼性は一般的に向上していることなどを受けて、平成17年の改正においては、安全性確保のためにトラクターについて視認性・操舵性の項目を追加する、シートベルト装着関係のシールを貼るなどを検査項目に追加しました。ディーゼル特殊自動車の排ガス規制に対応しては、排ガス成分の確認検査を追加しました。検査の簡素化・効率化の要請というものに対しては、分解検査を以前は実施していましたが、それは必要に応じて構造調査の中でやるということとで簡素化するなどの対応を講じてきているところです。

18年度における改正の背景ですが、内閣府の規制改革・民間解放推進会議の答申といたしまして、国自身がすべての型式検査を行う必然性はなく、申請者のデータの活用や民間委託等、農機具検査業務の民間開放を推進すべきというご指摘をいただきまして、それを受けた形で、右側の改正点になりますが、機械的・定量的に検査データが取得可能なものについては、申請者データの活用を可能とする、そういう対応をしております。

このときに、生研センターで検査を実施しなければならないものとして整理したものが、

安全性の面、これはしっかりと公的機関がやる必要があることから、さらに、もう一つとして同一条件で確認が進むような項目です。例えば、移植・収穫作業の性能と言ったものについては、引き続き生研センターで実施した方がいいだろうということで、依然として残しましたが、それ以外のものについては申請者データの活用も可とするといった改正を行ったところでございます。具体的に、次のページになりますが、その申請者データの活用で、どういうものを活用可能として、どういうものを引き続き生研センターでやるかということで整理したものでございます。この中で 印がついているものが申請者データの活用が可能になった項目でございます。先ほどの申し上げた通り、やはり安全性については、引き続き生研センターで実施するというので、こういう仕分けになっているということでございます。

次に、7ページでございます。

この中では、型式検査の問題点について少しご説明したいと思います。型式検査の実施状況ということで、近年においては、安全キャブ・安全フレームを除いてはほとんど受検実績がないということで、検査制度自体が、悪い言い方をすると、有名無実化している状況にあるということでございます。加えて、下の方には農業者の型式検査に対する認識ということで、機械を使っていただくユーザーの方が型式検査に対してどういう認識を持たれているのかを調査したもので、平成15年の数字においては7割の方が型式検査合格を今後の参考にしていきたいという認識を持たれているということでございます。

次の8ページになりますが、こちらの方には、型式検査を巡る情勢の変化ということで、先ほどもご説明しました通り、検査の実態が、安全キャブ・フレームを除いてなくなってくるという実態もあるので、今後どういう方向で見直すべきかということの議論の叩き台としているものでございます。一番左の方に、型式検査の役割ということで整理しております。まず1点目は、農業機械の性能、構造、耐久性等にかかる総合的な検査の実施により信頼性の高い機械の製造・普及を促進ということで、この制度の創設当時は、不良機械の出回りを排除するという役割で書かれておりますが、そういう役割は一定程度果たしてきたのではないかと考えております。次に、施策方向に即した機械開発の指針を示すことで、施策の推進に必要な機械の開発・普及を促進。次に、検査の成績を検査依頼者にフィードバックすることで、機械の性能の改善・向上に寄与と。

最後に、検査合格機について公表される検査成績表、これにはエンジンの性能、けん引性能などの詳細なデータが載っており、農業者の方が機械を選択するときに、必要な情報

を提供できるのではないかと考えてございます。

これを受けまして、型式検査を巡る情勢の変化ということで、各メーカーにおける製造技術・検査技術が大幅に向上し、広く普及する農業機械については、基本性能等において一定の水準を確保しているということで、国が信頼性の高い機械の製造の普及を推進ということは、もうある程度役割を終えているのではないかと評価もでございます。そういうことで、機械の性能等に対するユーザーの信頼性が高まって、未受検機でも、販売に支障はないと。このため安全キャブ・フレームの付く機種を受検はほとんどないと。こういう実態になっているのではないかと考えております。

もう1つ、規制緩和の大きな流れの中で、規制改革・民間開放推進会議から、型式検査について「全ての検査項目について国が行う必要はない」のではないかとされており、申請者データの活用や検査の効率化・簡素化を進めているという状況でございます。

最後のページになりますが、このような型式検査の役割、情勢変化を踏まえまして、今後のあり方についてどう考えていったらいいかということ整理したものが、このページでございます。本日、主にご議論いただきたい点を集約したものでございますが、これにつきましては、事務局として思いつくところを書いたものでありまして、これに依らずにご自由に意見をいただければ非常にありがたいと思っております。

簡単にご説明しますと、1点目としまして、将来的な農業機械化の促進方向を見通し、その推進に寄与し得る検査制度とすべき観点から、国が主体となって実施すべき検査のあり方について検討が必要。その検討に当たっては、民間開放の大きな流れの中で、国の関与は必要最小限とするべきではないかということでございます。さらに、農業機械以外の機械に対する国内の規制や検査の状況、海外における農業機械にかかる検査等の状況に加えて、我が国の機械化促進における今後の課題について十分配慮されることが必要ではないかということで、配慮事業として安全性能の一層の向上、環境性能の向上、新規開発された農業機械の円滑な普及ということ整理しておりますが、ここにあります農業機械以外の機械に対する国内の規制、検査の状況、海外における農業機械の検査状況について参考資料をご用意しておりますので簡単に触れたいと思います。

お手数ですが、別冊の参考資料12、13を開けていただきたいと思っております。

参考資料12は、自動車、産業機械の性能等に係る規制及び検査の概要ということで、自動車と建設機械、農業機械のそれぞれについて国内においてどういう規制、検査が行われているかについて整理したものでございます。まず、自動車については、道路運送車両法

に基づきまして、保安上・公害防止上の技術基準に適合しなければ、運行の用に供してはならないということで規制がございます。自動車については、ご存じの通り新車登録時に個別検査が行われるということで検査は必須という形になっております。

一方、車両系建設機械において公道を走行するものについては、道路運送車両法と同じく、自動車と同じ規制がかかっております。また、作業機としての建設機械については、労働安全衛生法の中で、規格・安全装置を具備していなければ、譲渡・設置等をしてはならないということで、実質販売ができないようになっております。これについては、特段の検査制度はございませんで、メーカーの自主規制でやられているということなのですが、実質的にこれを受けられていなければ、販売できないということになっております。

農業機械は、一番下に書いておりますが、これは公道を走行することについては、自動車と同じ規制ですが、ただ検査の方法が若干違ってありまして、自動車の検査は個別検査は必須ですが、道路運送車両法の世界では、特段検査がやられていなくとも保安基準に適合していることをメーカーが証明していれば、走行可能になっております。ただ、作業性能等の公道走行以外の性能については、特段の規制はないという状況ですが、性能検査については、型式検査がこれに位置付けられているということで、任意の検査で強制ではないということになっております。

次に、海外の検査の状況ということで、参考13をご覧いただきたいのですが、ここには主にEUとアメリカの規制の検査の状況を書いております。簡単に申し上げますと、安全性検査に関しては、各国とも強制的にある程度の検査があるということです。その他の一般的な性能については任意の検査が多いことがこの表から見ていただければと思います。そういうことを今後、私どもの型式検査のあり方について考えていただくときに、反映させていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

笹尾分科会長 型式検査につきまして、現状とそれから今後のあり方に関してご説明がございましたが、ご意見を伺いたいと思います。

佛田委員 以前にも申し上げたと思うのですが、トラクターの型式検査においては、作業機を装着した上での型式検査というのは行われていないと認識をしておりますが、本日、お示しいただいた参考資料の12の問題、これは農業機械の公道の運行の規制の問題で、道路というのは何を指すのかと言うと、どうも通行に供されているところは、私道であっても道路と定義されているということと、それから多分水田の場合、代掻きを使うトラクタ



ーを水田の中で下ろすことはできませんから、どうしても公道の上を運行しなければならないということになってしまう事実もあると思います。

先ほどの農作業事故の中で、トラクターの事故が百何十件あるわけですが、そのデータを今度またお示ししていただきたいのですが、多分作業機をつけた状態での事故がほとんどではないかと、勝手な推測ですが思うわけです。

そうすると、そもそもの型式検査の当初の目的は、粗悪品を排除するようところが趣旨だったのですが、現在、製造責任法などもあって性能自体はメーカーが製造物の責任を持たなければならなくなったので、安全性について規制改革会議の指摘では民間ができるところはやれということなのでしょうが、安全性の確保については、引き続き、私もっと国が型式検査の考え方を引き上げて、安全というもの、トラクターについては作業機を付けたものを前提としてやる必要があるのではないかと思います。

特に、トラクターのアタッチメントをつける3点リンクについては、いろいろなものが付けられるわけです。例えば本機の重量に近いものを付けようと思えば付けられてしまうことです。そういうことになると、十分な知識がない方が、そういうものをつけて運行する可能性も十分に考えられるわけです。ですから、そういうことを型式検査の部分でどうするのかということをお急ぎに考える必要があるのではないかと思います。

ここから、少し前の議事に戻って発言いたします。先ほど笹尾分科会長もお話しになりましたが、この資料3の1ページの事故件数が、ほとんど変わってないとのこと。それから、高齢者が多いということですね。全体の流れを見ると、高齢者の割合が上がっており、安全対策が十分ではないわけです。先ほどからの委員の方々に対するご質問の答弁などを伺っていて思うのは、さっきの参考資料の9の一番最後にあるアンケートで調査結果についても、今お話しした型式検査について、作業機をつけて行ったら良いという私の考えからすれば、このトラクターの事故が作業機がついている状態で起きたのかどうかということも含めて詳細に調べる仕組みを作る必要があるのではないかと思います。

多分、いろいろ調査をする仕組みというのは非常に難しいのではないかとのご意見もあると思うのですが、私が見ていますと、どんなに自分で農機具を修理したり、直接海外から輸入している農業者であっても、ほとんどの農業者はどこかの販売店とお付き合いがあります。販売店の方々は、日ごろ何らかのやり取りをしているわけですから、死亡事故はもとより重症、軽症の事故も把握できる立場にあると考えます。そういう農業機械の業界団体もありますから、ぜひ、リアルタイムに情報を上げられるようにして、それらの個

別の原因を分析していかないと、なかなかこの数は減らせないのではないかと思います。

トラクターの転倒による事故が多いのであれば、それがなぜ起きたのかということをごには示していないわけで対策のしようがないわけです。ですから、どれだけこの資料をもとに論じていても、数は減らないわけです。つまり、私はその詳細を非常に細かく詰めていくことが大事ではないかと思います。

それから、参考資料9の最後から3枚目の事故調査結果のところの4の次のまとめのところ、死亡事故が3件ありました。トラクターで道路走行中の事故が2件、田植え機で道路走行中の事故が1件、これはいわゆる警察署が処理をしたのではないかと思います、自損事故であっても田植え機の方はナンバーを取得していない田植え機を運行されていたのではないかと推測できますし、トラクターにあっては作業機がついていたのではないかと推察できます。例えば、こういう案件は道路上の問題なので、先ほどご説明があった部分でどうするのか、また道路上でないものについては、どうするのか、ということをご事細かにやらないといけないのではないかと思います。

それと資料3の後ろの方にありましたが、労災保険の加入促進を図っているとのことですが、小型特殊自動車に関しては自賠責は任意加入ということになっていて、自賠責というのは自損事故の場合は適用にならないわけです。そもそもそういう状況にあるということをごどうするのか。例えば、農業法人などでインターンシップの学生を受け入れたときに、給料は払ってはならないというようなことが大学、法人協会のルールになっているわけです。そうすると賃金を払わないと労災保険の対象にならないわけで、事故が起きてしまうと、とんでもないことになるということで、私のところでは最低賃金を払ってインターンシップを受け入れています。

それから、中学、高校生の社会体験で受け入れて欲しいということで行っていたのですが、それも賃金を払って欲しくないとのことなので、労災の適用外になってしまうわけです。そうすると事故が起これば、企業が潰れてしまうような話になってしまうので、基本的には受け入れるのをやめました。養護学校の生徒さんは先生がそばについていますので、監督者は学校の先生になるのですが一般の小中学校、高校の社会体験を受け入れると先生はあいさつに来るだけで、監督者は我々になるわけです。人の命を預かって、労災に入れない人を農場に置いておくというのは、極めて危険なので、今はもう受け入れていないというのが実態です。ですから、この労災制度についてはどうするのか。それから、法人にあっては経営者は労災に入れないという状況にもあるわけで、そこら辺をどうするのかと

いうことも問題ではないかと思えます。

それと今まで農機具の運行についての資格制度を私も作った方がいいのではないかと考えていたのですが、そうすると事実上、とても困難なことになることも懸念していたのです。例えば、私は車両系建設機械運転技能教育の修了証を持っていますが、3トン以下の機械は建設機械の販売店に行って1日の講習を受ければもらえるわけです。これを受けているのと受けていないのでは何が違うかと言うと、機械の構造や転倒の可能性がどれだけあるのかを知ることはできないのです。やはり、こういうことを義務づける必要が出てきているのではないかと思えます。特に、法人経営や集落形態を法人化していくということは、雇用関係が生まれるわけですから、そうすると使用者責任についてどうするのか。フォークリフトなどは私のところも資格を取らせていますが、0.9トン未満のフォークリフトは社内の特別教育で良いということなので、外部に出しているわけです。そういうことも含めて、資格制度をこの際、設けないと死亡者やその後ろ側にいる重傷者や軽症者の問題というのは解決しないのではないかと思えます。

先程から、児玉委員がお話しになっていましたが、GAPやポジティブリスト問題、生産履歴や表示の問題というのは、経営者に対して非常にタイトなスペックを要求しているわけです。しかし、農作業安全対策については、スペックとしては非常に甘いスペックのままずっと何十年もやってきて、結果がこうなっているということから言うと、政策のバランス・整合性を鑑みてもやはりもう1段も2段もいい意味で、政策が関与するということが早い段階で必要ではないかと思えます。

何しろ、資料3の後ろの3ページなどにありますが、高齢者が多いと書いてありますが、実はこれを見ますと、50代の人たちも結構、10%台という年もあるわけです。50代は高齢者ではないわけですから、結構深刻な問題です。経営の柱を失うということで問題ですし、400人というのは、かなり大きい数字ではないかと考えることもできると思えます。

納口委員 安全性についてですが、今、佛田委員もおっしゃっていましたが、制度あるいは認証という形できちんとやっていく部分、これは非常に重要だと思います。一方で、高齢者が本来ならば若い者に譲ってリタイアして、もうトラクターに乗らなくていいという状況が出てこなければいけないのに、自分しかやる人がいないから乗らざるを得ない。そして、一人作業と言っても、例えば奥さんは腰を痛めて家で寝ているとか、息子は町に出ているというような、そういう状況が日本の中山間を中心に各地であると思われるわけです。ですから、1つは産業政策としての農作業安全を進めていかなければいけないと思う

のですが、もう一方で、産業政策といったときに、落ちてくる部分というか、高齢者の部分というのは相当落ちてくるのではないかと非常に気になるものですから、このところをどう取り扱うか、リタイア推進のようなことも含めて、何らかの方策をとっていく必要があるのではないかと思います。

藤村技術対策室長 佛田委員のご意見につきましては、担い手への集約や法人化などがこれからの農業の形態として主流になってくる中で、雇用者を扱った場合の安全対策のあり方についても、しっかり早急に詰めていきたいと考えているところでございます。

また、納口委員のご意見についてですが、中長期的に見れば、今後、施策の対象を担い手に絞り込んでいく中、農業者の構成についてもが変わっていくのではないかと考えられます。ただ、中山間地域などをどうしていくかについては、地域対策のあり方と併せて、論議していかなければならないのではないかと考えているところでございますが、中産間地域のようなところでの高齢者事故の対策といったものについても、しっかり対応していきたいと思っております。

児玉委員 今の型式検査関係のところでは教えていただきたいのですが、今、韓国製のトラクター等もかなり日本に入ってきていますが、輸入農機の型式検査、どういう安全が担保されているのでしょうか。型式検査はどうなっているのかを教えてくださいたいと思っております。

藤井課長補佐 輸入農機に関しましても、型式検査というより安全性に特化した安全鑑定という制度がございまして、そちらの方で受検いただいております。

また、公道走行上の走行について先ほど道路運送車両法に基づく検査が必要だと申し上げたのですが、それについても全てではないのですが最近韓国から入ってきたトラクターなどについては検査を受検されて、一定の品質は保証されているという状況でございます。

笹尾分科会長 まだ他にもいろいろあるかと思っておりますが、一応予定している時間もまいりましたので、本日の議論はこれで閉じたいと思っております。

藤村技術対策室長 本日は、熱心なご議論をいただきましてありがとうございました。

本日の会議に提出されました資料につきましては、農林水産省のホームページで公表されることになっております。また議事録につきましても委員の皆様方のご確認をいただいた上で、発言者の名前とともに公表することとさせていただきたいと思っております。

また、冒頭に座長からご説明いただいた通り、前回と本日の議論を踏まえて、今後の農業機械対策の基本的な方向についての取りまとめを進めるということでございます。

次回、予定では中間取りまとめに向けた議論をお願いしたいということを考えているわ

けでございますが、本日も議論できなかつたところがかなり残っていると思いますので、その中間取りまとめの前に、もう一度少し時間をとってやらせていただければと思っております。次回の分科会につきましては、7月20日の午前中の開催を予定しているところでございます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、ご出席をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、本日はいろいろありがとうございました。これをもちまして散会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。